

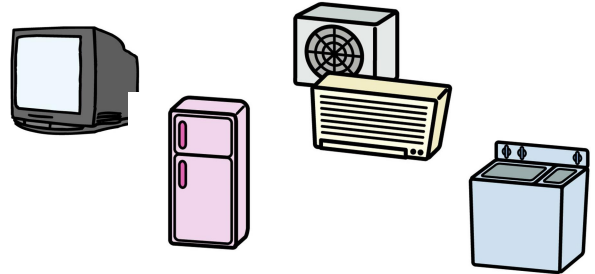
# 家電リサイクル法について

廃棄物の減量、資源の有効利用の観点から制定された法律が「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」です。平成 13 年 4 月 1 日より施行されました。

この法律では、以下の 4 品目が特定家庭用機器として指定され、小売業者は消費者からの引き取りとメーカー等への引き渡し、メーカーは引き取りとリサイクル（再商品化等）の役割を義務づけられ、消費者は処理料金を負担することになっています。

## ◆対象品目

- エアコン
- テレビ（液晶、プラズマ、ブラウン管）
- 冷蔵庫・冷凍庫
- 洗濯機・衣類乾燥機



※ 付属のワイヤレスリモコンも対象となります。（ただし電池は抜いてください）

## ◆処理（リサイクル）の方法は？

どちらかの方法で処理してください。

①家電販売店へリサイクル（引き取り）を依頼する。

廃家電品を引き渡し、料金をお支払いください。

○こばやし電器 信濃町柏原 82-1 （町内引き取り業者）

Tel.026-255-4732

○金子電機 信濃町穂波 7 6 （町内引き取り業者）

Tel.026-255-2739

②指定引取場所へ直接搬入する

・郵便局でリサイクル料金を振り込み、家電リサイクル券を用意します。

・指定引取場所へ廃家電品を持ち込みます。

指定引取場所及び業者

○西濃運輸(株) 長野指定取引所 長野市真島町川合村西 240-1

Tel.026-214-7556

## ◆リサイクルにかかる費用

### リサイクル料金 (H 29.4 現在 税抜き)

・テレビ（15 型以下）	1,700 円～
（16 型以上）	2,200 円～
・冷蔵庫・冷凍庫（170 ㏍以下）	3,400 円～
（171 ㏍以上）	4,300 円～
・洗濯機・衣類乾燥機	2,300 円～
・エアコン	900 円～

+

### 収集・運搬料金

直接搬入は不要

※ リサイクル料金は標準的な金額です。メーカー、種類、大きさによっては異なります。

※ 収集・運搬料は、販売店によって異なりますので、直接ご確認ください。

